〇消防団員出動報酬及び費用弁償支給取扱要綱

制　定　　令和４年１月25日

（趣旨）

第１条　この要綱は、滝川地区広域消防事務組合消防団条例（平成26年滝川地区広域消防事務組合条例第３号。以下「条例」という。）及び滝川地区広域消防事務組合消防団条例施行規則（平成26年滝川地区広域消防事務組合規則第２号。以下「規則」という。）に定める消防団員（以下「団員」という。）の出動報酬及び費用弁償に係る支給の取扱いについて、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（出動報酬）

第２条　条例第10条第３項に定める団員の出動報酬は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときに支給する。

⑴　災害出動の場合

ア　空知管内の災害に出動したとき。

イ　空知管内で行方不明者の捜索ため、出動したとき。

⑵　警戒出動の場合

ア　空知管内で災害発生のおそれがあるため、警戒出動したとき。

イ　空知管内でその他警戒を目的として出動したとき。

⑶　訓練その他の出動の場合

ア　空知管内の演習又は出初式に出動したとき。

イ　空知管内の消防訓練等に出動したとき。

ウ　滝川地区広域消防事務組合の構成市町（以下「組合管内」という）の消防施設、機械器具の点検、整備に出動したとき。

エ　組合管内の査察等、広報活動に出動したとき。

オ　アからエに掲げるもののほか、組合長又は団長が特に必要と認め、その命令により組合管内に出動したとき。

⑷　会議出席の場合

ア　団長が招集する組合管内で行われる消防団の会議に出席したとき。

イ　組合長又は団長の命令により、組合管内で行われる会議に出席したとき。

（出動報酬の支給）

第３条　団員が前条第１号から第３号までに掲げる場合により出動（招集された団員が分団詰所待機後に帰宅し、又は誤報等で活動せずに帰宅した場合を含む。）した場合は、招集から解散までに要した時間（以下「活動時間」という。）に対して、規則第６条の３に規定する出動報酬の支給単位の時間ごとに出動報酬を支給する。この場合において、活動時間が規則第６条の３に規定する出動報酬の支給単位の時間に満たない場合は、規則第６条の３に規定する出動報酬の支給単位の時間の活動時間があったものとみなす。

２　団員が午前０時を超えて２日間以上に渡り継続して出動した場合は、出動した初日に活動を行ったものとして出動報酬を計算する。

（費用弁償）

第４条　職員等の旅費に関する条例（平成11年滝川地区広域消防事務組合条例第４号）で規定する費用弁償として支給する車賃は、規則第14条で規定する消防団員名簿に記載されている自宅から分団詰所まで、又は団本部までの距離で計算することとする。ただし、招集された団員が、分団詰所又は団本部を経由ぜず直接災害現場に向かった場合は自宅から分団詰所（団本部に所属する消防団員は団本部）までの距離で計算することとする。

２　前項の規定において、自動車等の使用距離が片道２キロメートル未満の場合は支給しないこととする。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。